

認知症に対する取り組みの充実、強化を求める意見書

本年3月、認知症に対する世界的アクションに関する第1回WHO大臣級会合が開催され、認知症に対する取り組みの優先順位を上げるべきとの考えが確認されるなど、今日、認知症対策は、世界規模で取り組むべき課題と言えます。

とりわけ、世界最速と言えるほどのスピードで高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年、認知症高齢者数が約700万人になると推計されており、認知症に対する我が国の取り組みが注目されています。

こうした状況の中、政府は、認知症対策を国家的課題と位置付けて、本年1月、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すとしましたが、今後の認知症高齢者数の増加等を考えれば、さらに認知症に対する総合的な取り組みが必要です。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 認知症者の尊厳、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育の場などで認知症に対する理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法の確立、当事者や家族を支えるケア・サービス体制の整備など、認知症に対する総合的な施策について具体的な計画を策定することを定めた基本法を早期に制定すること。
2. 認知症に見られる不安、抑鬱、妄想など、行動・心理症状の発症、悪化を防ぐため、訪問型医療・看護サービスなどの普及促進を地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
3. 家族介護者、いわゆる老老介護者、独居の認知症高齢者など、より配慮を要する人たちに対し、地域における交流の場の設置、買い物困難者への支援など、自治体が行っているサービスの好事例を広く周知すること。
4. 新オレンジプランの効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検、評価を適切に行い、その結果を認知症に対する施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月26日

枚方市議会議長 大森 由紀子

〈提出先〉

厚生労働大臣